



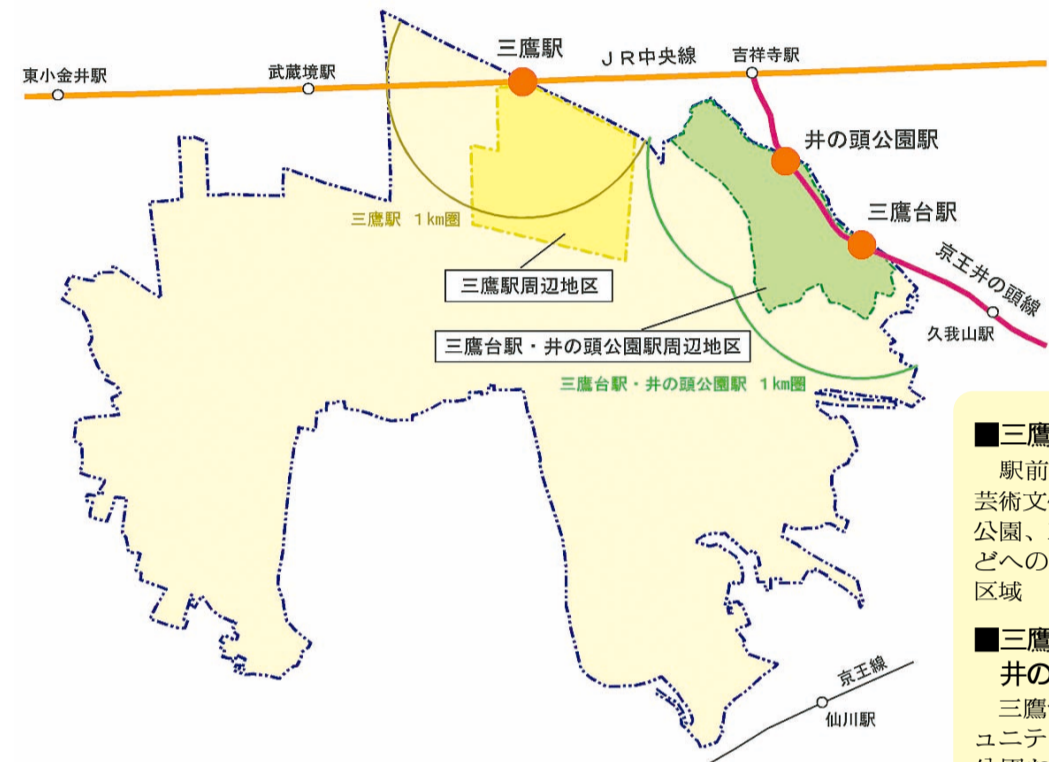
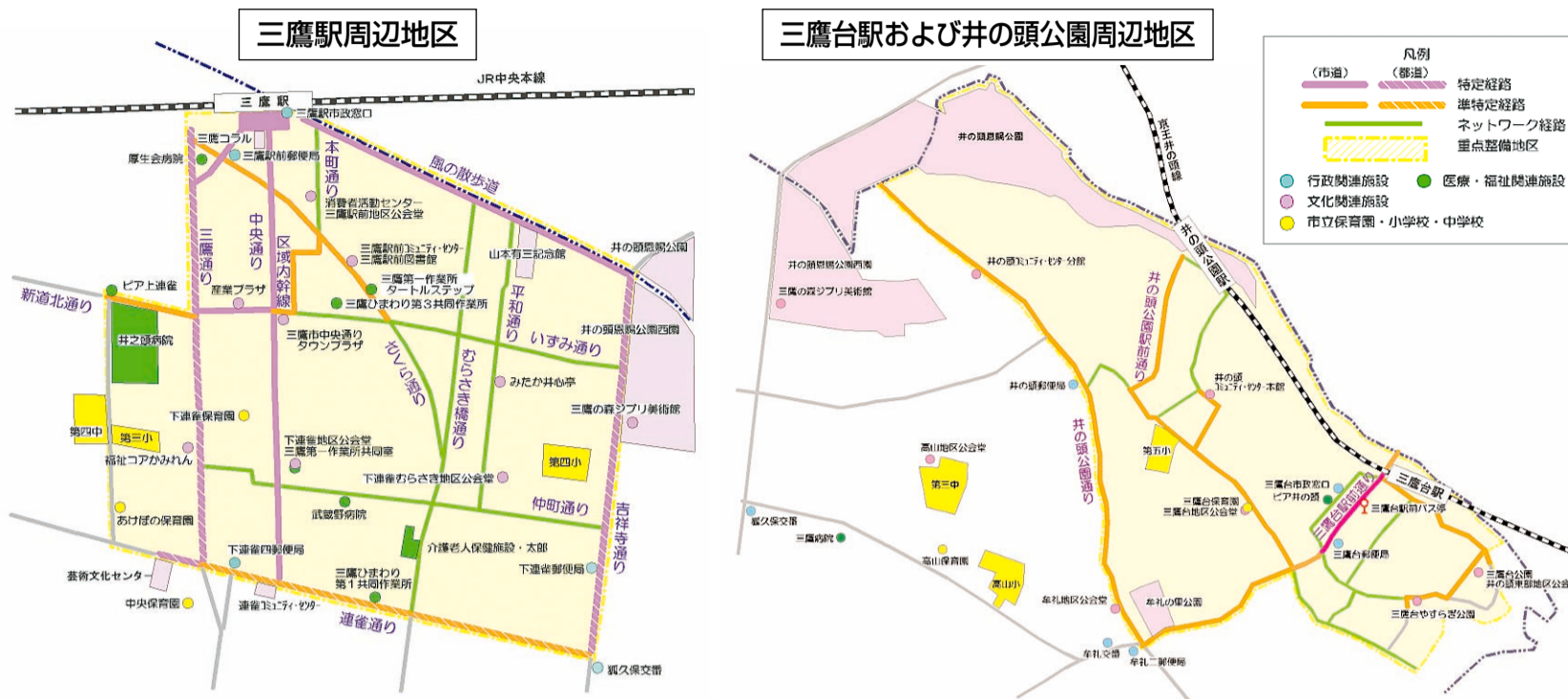
①重点整備地区

駅周辺公共施設の分布状況、市民アンケート調査結果による市民の意向等を踏まえて、交通バリアフリー法に基づいて駅を中心に重点的・一体的な整備を進めることが望ましい地区(重点整備地区)と「三鷹駅周辺地区」と「三鷹台駅および井の頭公園駅周辺地区」を重点整備地区と定めまし

②バリアフリー化を図る経路

重点整備地区における駅と周辺の公共的施設を結ぶ主要な経路のうち、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に沿った整備を、平成22年までに進行経路を「特定経路」として定めます。また、「特定経路」のほかに、現在の歩道の状況や、周辺の環境などを考慮して、「準特定経路」と「ネットワーク経路」を定めます。(別表「各経路の選定の考え方および整備内容」を参照してください。)

I 交通バリアフリー法に基づく取り組み



■三鷹駅周辺地区
駅前コミュニティセンター、芸術文化センター、井の頭恩賜公園、三鷹の森ジブリ美術館などへの経路を含む、約110%の区域
■三鷹台駅および井の頭公園駅周辺地区
三鷹台市政窓口、井の頭コミュニティセンター、井の頭恩賜公園などへの経路を含む、約100%の区域

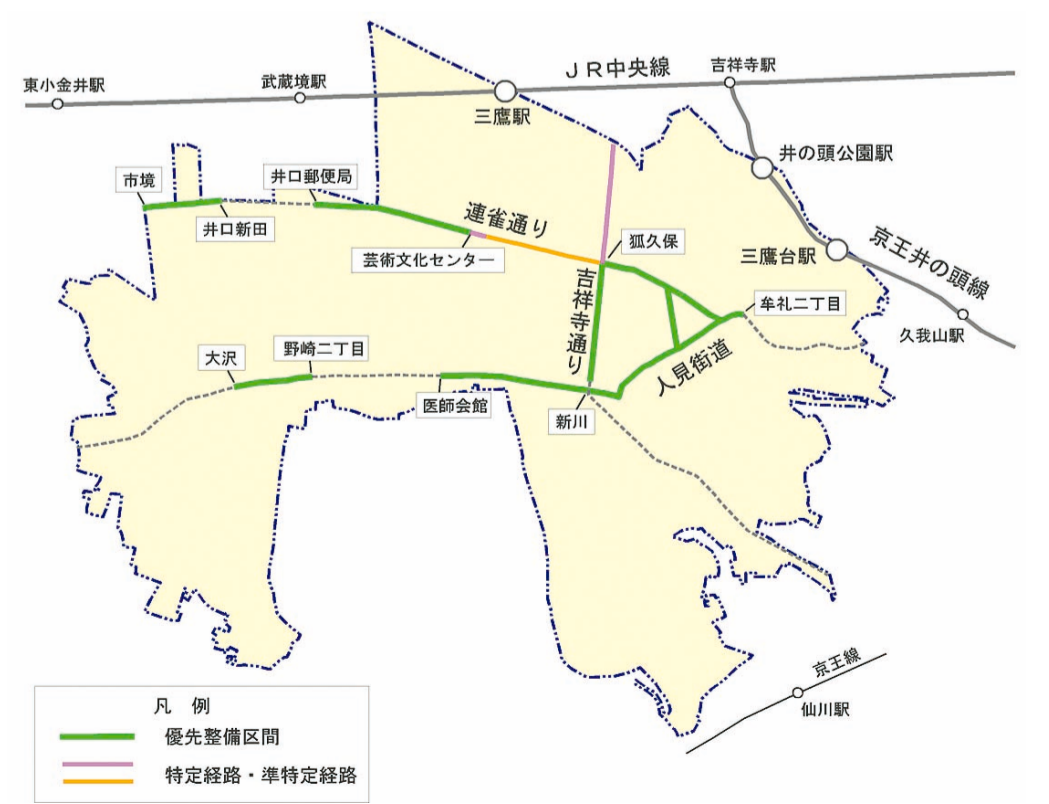
(別表) 各経路の選定の考え方および整備内容

Table with 4 columns: Route Type (Specific, Standard Specific, Network), Selection Considerations, Improvement Content, and Improvement Period. It details the criteria for each route type and the corresponding infrastructure improvements and timelines.

「解説」交通バリアフリー法とは
正式な名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、平成12年11月15日に施行されました。この法律で、市町村(三鷹市)は地域の事情に応じて「基本構想」を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を効果的にすすめることとなります。高齢者の方、障害者の方だけでなく、妊産婦の方、ケガをした人などの広い範囲のみなさんを対象としています。駅などの旅客施設を新たに建設する場合は、バスなどの車両を新たに導入する場合、バリアフリー基準への適合を義務付けています。また、市町村主導で駅周辺の道路、信号機などを一体的にバリアフリー化することなども盛り込まれています。

II 重点整備路線のバリアフリー化の取り組み

重点整備路線および優先整備区間



三鷹市の場合、交通の拠点となる鉄道駅は市域の端部に位置することから、交通バリアフリー法による取り組みだけでは、駅を中心とした一部の地域でしかバリアフリー化を図ることができません。そこで、市内の幹線道路として市民に利用されている主要な3路線(連雀通り、吉祥寺通り、人見街道)を「重点整備路線」と位置付け、バリアフリー化整備を重点的に進めます。この3路線のうち、公共的施設が集まっている区間や交通事故多発区間、歩道未設置などにより交通安全上特に危険と思われる区間を「優先整備区間」とし、特に優先して整備します。優先整備区間における整備目標は、平成19年度までの目標、平成22年度までの目標、平成22年度以降の課題に区分し、目標時期に合わせた整備内容を定めます。

- 平成19年度までの目標
・歩道上の障害物の撤去、指導
平成22年度までの目標
・電柱や標識ポールの移設
・公共施設間に視覚障害者誘導用ブロックの連続的整備
・切り下げ、乗り入れ勾配の緩和
・バス停付近での待合スペース確保
・バス停の整備
・ポケットスペースの整備
・二重緑石の解消
・歩道状空地の整備
平成22年度以降の課題
・歩道拡幅、歩道設置

III 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

①基本的方向性
三鷹市全域のバリアフリー化を実現するためには、「個別施設のバリアフリー化」、「道路のバリアフリー化ネットワークの形成」、「ソフト面での「バリアフリー啓発活動」に対する取り組みが必要。公共的施設や店舗、事業所等の民間施設のバリアフリー化とあわせてバリアフリー化された道路のネットワークを形成することで、三鷹市全域のバリアフリー化を効果的に推進します。また、こうしたハード面での整備の限界を補完するためのバリアフリー啓発活動を積極的にを行い、充実させることが重要です。しかしながら、「個別施設のバリアフリー化」および「道路のバリアフリー化ネットワーク」を形成するためには、市民の理解と協力が不可欠であり、「バリアフリー啓発活動」も市民が主体的に行わなければ十分な効果を得ることはできません。したがって、市民、事業者、行政が共通の目的意識に立ち、協働体制で積極的に取り組むことが最も重要です。特に、市民との協働に関しては、地域に密着した組織として7区区の住民協議会等の住民組織と連携し、各地域の問題を住民同士が解決に向け主体的に活動できる環境づくり等、行政サイドでも活動に対する支援として予算措置を含めた支援策の検討を行います。

③事業メニューと個人事業の方策
(1) 公共施設およびその周辺地域におけるバリアフリーのまちづくり事業
(2) 病院、福祉施設等の公益的施設におけるバリアフリーのまちづくり事業
(3) 店舗、事業所等民間施設におけるバリアフリーのまちづくり事業
事業内容
施設の数や建物出入口部、内部のバリアフリー化、トイレのバリアフリー化、など
(4) 市民主体のバリアフリーのまちづくり事業
事業内容
【市民】地域のまちづくりを考える住民組織の設置、協議、合意形成、など
【事業者】住民との協議への出席、事業に対する合意形成
【行政】市民活動支援組織の設置、市民と事業者との協議機会の確保、合意形成、など
(5) バリアフリーのまちづくり啓発事業
事業内容
【行政】高齢者・障害者との交流、行政内部の連携強化、など
【交通事業者】高齢者・障害者との交流および体験会への参加、など
【店舗および事業所等の事業主】高齢者・障害者との交流および体験会への参加、歩行空間への自転車・商品のみみ出し等に対する指導
【市民(一般)】高齢者・障害者との交流および体験会への参加、自転車や自動車等に関するマナー啓発、など

